

福岡県公報

令和五年八月一日
第四百十九号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部
改正
(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十七号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年八月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表朝倉市の項中

1 朝倉市三奈木コミュニティセンター	〃 三奈木四二六〇番地	を
1 朝倉市三奈木コミュニティセンター	〃 三奈木四二六〇番地六	に改める。